福井県警察交通機動隊の運営に関する訓令

平成10年2月6日福井県警察本部訓令第2号

改正

平成13年2月27日本部訓令第4号 平成22年3月23日本部訓令第21号

[福井県警察本部交通機動隊の運営に関する訓令] を次のように定める。

福井県警察交通機動隊の運営に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、福井県警察交通機動隊(以下「交機隊」という。)の運営について、 必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

- 第2条 交機隊の任務は、交通取締用車両による機動警ら、交通監視、自動車検問等の勤務を通じ道路交通の安全と円滑を図るため、次の各号に掲げる活動を行うものとする。
 - (1) 交通の指導及び取締り
 - (2) 交通事故発生時の初動措置
 - (3) ひき逃げ事件発生時の捜査
 - (4) 緊急配備発令時における初動捜査
 - (5) 110番通報及びその他急訴事案に対する初動措置
 - (6) その他警察本部長(以下「本部長」という。)の命ずる事項 (活動区域)
- 第3条 交機隊の活動区域は、県下全域とする。ただし、高速道路交通警察隊の管轄区域 を除く。

(機動警ら路線)

- 第4条 機動警ら路線は、交通機動隊長(以下「隊長」という。)が定めるものとする。 (隊員の心構え)
- 第5条 隊員は、職責を自覚し、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。
 - (1) 職責の遂行に当たっては、言語、態度に注意し、公衆との良好な関係を保持するとともに、その理解と協力を得るように努めること。
 - (2) 常に知識のかん養及び技術の向上に努め、適正かつ妥当な執行に当たること。
- (3) 県下の交通事情に精通し、情勢に即応した指導取締りを行うこと。
- (4) 常に健康管理に留意し、明朗な職場環境と規律の保持に努めるとともに、隊員相互の融和団結を図ること。

(事故防止)

- 第6条 隊長は、任務の遂行に当たっては、福井県警察の車両管理に関する訓令(平成13年福井県警察本部訓令第13号)及び緊急自動車の運用について(平成19年警監甲達第10号)によるほか、次の各号に掲げる事項を遵守し、交通事故その他受傷事故の防止に努めなければならない。
 - (1) 交通法令を守り、車両の機能、運転技能、道路状況等を考慮した速度及び方法で運転すること。
 - (2) 職務質問、車両検問、被疑者の連行等に当たっては、人権を尊重するとともに、装備資機材を活用し、不測の危害を受けないようにすること。

(勤務計画)

- 第7条 隊長は、交機隊の活動を効果的に推進するため、次の各号に掲げる事項を内容と する月間勤務計画を策定するものとする。
 - (1) 勤務の重点
 - (2) 交通指導取締りの重点
 - (3) その他活動に必要と認める事項
- 2 前項の計画については、毎月25日までに、翌月の勤務計画表(別記様式第1号)を 作成し、隊員に指示すること。

(勤務制、週休日、勤務時間等)

- 第8条 隊員の勤務制及び勤務時間は、福井県警察職員の勤務時間に関する訓令(平成7年福井県警察本部訓令第10号。以下「勤務時間訓令」という。)の規定による。
- 2 前項の規定するもののほか、勤務に関する事項については、勤務時間訓令の定めると ころによる。ただし、隊長は必要があると認めるときは、勤務時間訓令別表2の時差を 変更することができる。

(当直勤務)

第9条 当直勤務要領については、本部長が別に定める。

(勤務日誌)

- 第10条 隊員は、勤務の状況及び勤務中に取り扱った事項を勤務日誌(別記様式第2号) に記載し、隊長に報告しなければならない。
- 2 勤務日誌の保存期間は、1年とする。

(連絡協調)

第11条 隊長は、交機隊の活動を効果的に行うため、関係所属と密接な連絡協調を行うものとする。

(応援派遣)

- 第12条 所属長は、交機隊の応援派遣の必要があると認めるときは、その旨を隊長に要請することができる。
- 2 前項の要請を受けたときは、隊長は、所要の隊員を派遣することができる。
- 3 派遣された隊員は、派遣先所属長の指揮監督を受けて勤務に服するものとする。 (交通法令違反事件の取扱い)
- 第13条 隊員が取り扱った交通法令違反事件は、交機隊において処理する。ただし、身柄 を拘束した被疑者については、福井県警察留置管理規程(平成19年福井県警察本部 訓令第26号)の規定により留置を委託するものとする。

2 刑事事件が関連している交通法令違反事件については、隊長は、速やかに関係書類とともに事件を管轄警察署長に引継ぐものとする。

(交通事故等の取扱い)

第14条 隊員は、勤務中に交通事故又は刑事事件を認知したときは、直ちに被害者の救護、被疑者の検挙、現場保存等の初期的な処置をとり、速やかに事件を当該警察署長に引き継ぐものとする。

(指揮監督)

第15条 隊長は、副隊長以下の隊員を指揮監督し、活動の重点等を明示するとともに、常に勤務実態の改善に留意し、隊員の士気の高揚及び規律の保持に努めなければならない。

(教養訓練)

- 第16条 隊長は、隊員に必要な知識技能の教養に努めるほか、毎月1回以上、期日を指定 して隊員を招集し、執行務の方針及び実務上必要な事項について、指導教養しなけれ ばならない。
- 2 隊長は、新隊員に対して期間を定め、隊員として必要な一般的警察実務、車両運転技能等に関する教養訓練を行わなければならない。

(幹部会議)

第17条 隊長は、毎月1回以上幹部会議を開き、活動の重点、隊員に対する指導監督、指導教養の統一等を協議し、適切な運営を図らなければならない。

(施設等の維持管理)

第18条 隊長は、施設、備品等の整理に努め、その適正な維持管理に努めなければならない。

(隊長への委任)

第19条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は隊長が定めることができる。

附 則(平成10年2月6日福井県警察本部訓令第2号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成13年2月27日福井県警察本部訓令第4号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月23日福井県警察本部訓令第21号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

別記様式省略